

①介護保険に基づく要介護度毎の料金
(通所型サービス)

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

介護サービス利用料金(1月のご利用金額)

認定区分 利用時間	事業対象者 要支援1	事業対象者 要支援2
3時間～4時間	利用時間・回数に 関係なく 1,647円	利用時間・回数に 関係なく 3,377円
4時間～5時間		
5時間～6時間		
6時間～7時間		
7時間～8時間		
8時間～9時間		

通所型・介護サービス共通
【介護職員処遇改善加算(Ⅲ)】
 施設の給付費(介護報酬)
 ×
 加算率(2.3%)
 の1割負担別途必要。

【利用料金について注意事項】

通所型サービスは月単位での利用料金になります。

途中で要支援度が変わった場合(要介護→要支援または自立、要支援または自立→要介護)となった場合のみ日割り計算を行います。

(通所介護)

介護サービス利用料金(1回のご利用金額)

認定区分 (要介護) 利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間	3 6 2 円	4 1 5 円	4 7 0 円	5 2 2 円	5 7 6 円
4時間～5時間	3 8 0 円	4 3 6 円	4 9 3 円	5 4 8 円	6 0 5 円
5時間～6時間	5 5 8 円	6 6 0 円	7 6 1 円	8 6 3 円	9 6 4 円
6時間～7時間	5 7 2 円	6 7 6 円	7 8 0 円	8 8 4 円	9 8 8 円
7時間～8時間	6 4 5 円	7 6 1 円	8 8 3 円	1,003円	1,124円
8時間～9時間	6 5 6 円	7 7 5 円	8 8 9 円	1,021円	1,144円

加算される料金	入浴介助加算	50円
---------	--------	-----

尚、1ヶ月の負担が下記の表中の金額を超えた場合には、高額介護サービス費として保険給付が行われます。

第一段階	○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ○生活保護受給者	15,000円
第二段階	○市町村民税世帯非課税者のうち《合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年》を満たす方	15,000円
第三段階	○市町村民税世帯非課税者 ○上記②の利用者負担第二段階非該当者	24,600円
第四段階	○世帯のどなたかが市町村民税課税者 (H32.7までの措置の金額です。)	37,200円
第五段階	○現役並み所得者がいる世帯の方	44,400円

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度により、高額医療・介護合算制度が適用されます。

②介護保険対象外の料金

食 事 代	おむつ・レク原材料	【キャンセル料金】 利用日の当日、午前 9:00 までに連絡 がなかった場合は、500 円頂きます。
5 0 0 円	実 費	